

經濟論叢

第六十一卷 第二號

王鑒の紙幣論 承前……………穗 積 文 雄

消費者活動と企業者活動……………森 島 通 夫

共 同 研 究

—— 大内力氏「過小農制度と日本資本主義」——

京都帝國大學經濟學會

共同研究

大内力氏「過小農制度と日本資本主義」

絶對主義をテーマとする共同研究の最後に、日本過小農制の問題を取上げたという事はいさゝか奇異に感ぜられるかも知れない。また大内氏自身の立場からしても、氏の論文がこういう角度から問題にされるという事は恐らく本意ではあるまい。併しこれまでの研究経過から見て、絶對主義の物的基礎に關する問題として一國の農業生産の構造は當然考慮されねばならないし、吾々も亦日本型の絶對主義の物的基礎の問題として過小農制を考えて見たいと思うのである。たゞしこういう問題をのらえかたそのものが、絶對主義と過小農制とのつながりを恐らく意識的に無視される大内氏の論文に對して、批判の立場を最初からはずきりさせる結果になつたかも知れない。

そこでわれ／＼は一應絶對主義の問題から離れて、大内氏の論文自身について考察を進めたい。これは約五十頁に及ぶ大論文である。そして過小農制に關する問題を一定の角度から總ざらえ的にまとめあげている。極めて手際よく整理された論文だけに、そこには又ある傾向をもつたいわゆる「勞農派的」な問題處理方法の見本がはつきり示されている。(以下山岡君の要約に従ふ)

大内氏の論文は事實、學說、分析の三部より成る。まず「事實」に於ては、日本農業の特質として過小農制の事實に關し、農村階級構成比率を統計資料に照して檢討し、靜態的にも動態的にも、日本が著しい過小農の國であることを明かにし、次にかような日本農業の90%以上をしめる過小農の經濟力がどのようなものであるかを、戰爭直前の昭和十二年の「農家經濟調査」について見られる。これらの檢討の物語るところは、マルクスがバルツェレン・アイゲンツウムの問題として描き出した事實の再確認であるとして、後に展開される積極的主張の前書きとせられてゐる。

次に「學說」に於ては、何故に日本にはこのような過小農制が成立したかに關する從來の學說の解明と批判とに基き、自説を展開しつゝ第三の分析に於ける積極的主張の基礎づけを試みられる。まず「人口壓迫」説の代表的なものとして東畑博士の學說がとりあげられ、過小農制を單純に人口過剰に基くものとするこの見解の缺陷を指摘され、かゝる説に對して「過剰人口は、土地獨占、資本投下不足、貧困の結果であつて逆ではない」という近藤博士の主張の正しさを一應認め、更に進んでこの主張の詳細な追究に入る。近藤博士の場合、重要な問題は資本の缺乏であつた。資本さえ農業に充分に投下されるならば、「農業の高度化」は實現し、過小農制は解消する。それでは農業部面への資本投下をさまたげているものは何か、それは博士によ

れば「半封建的」な土地所有關係である。こゝに日本農業の二つの特質たる過小農制と「半封建的」な小作關係とは決して別々の存在でないことが明かになる。

そこで論點は「半封建的」小作關係に移る。「半封建的」小作關係に於て何よりも問題になるのは、「利潤の成立を許さぬ剩餘勞働吸收の地代範疇」である。このように高率の小作料——而も物納小作料——を成立せしめるものは一體何であるうか。それは近藤博士によれば、地主の傳統的勢力、従つて又いわゆる「經濟外的強制」である。こゝで大内氏は近藤博士のみならず、野呂山田氏の系列の主張なる「經濟外的強制」なる概念にたゞかゝるを挑まれる。マルクスによれば、「經濟外的強制」とは人格的隸從關係、人格的非自由を意味し、野呂氏や山田氏によつて半封建的或は全くの封建的内容を與えられているが、大内氏によれば、明治初年以來資本主義社會の一角にある農村には、殊に地主と小作人との間にはかゝる關係は存しない。現在農村に見られる「封建的」遺制や慣行は高率小作料の結果であつて、原因ではない。高率小作料の眞の原因は過小農制——それは大内氏によれば決して封建的なものではない——であり、高率小作料の收取を可能ならしめる低賃金であつて、かゝる過小農制や低賃金は日本資本主義の全機構の内で維持されて來た。それ故に、——と大内氏は云ふ——問題は單に農業部門ではなくて、日本資本主義の總過程のうちに求められねばならない。

共同研究——大内力氏「過小農制度と日本資本主義」——

そこで第三の「分析に於ては總資本の運動が日本農業との關係に於てどのような過程を辿つて來たかが究明される。この場合總行程の諸條件、つまり貨幣資本、勞働力、生産手段、市場等について分析が行はれている。第一に貨幣資本の創出、最初には本源的蓄積の問題としての地租、その後は一般に財政金融機構を通じて、貨幣資本が農村より工業方面へ動員された。この際農村の過小農制が農業に於ける資本の有效需要を小さくし、工業への動員の可能性を作り出したことが、特に注目されている。第二に勞働力の創出、資本主義はその存立條件として、農民の土地からの解放、そのプロレタリア化を必要とするが、日本でもかゝる過程は進行したに拘らず、都市産業資本未熟のため過剩人口は常に農村に堆積せられた。かゝる事實が、一方で過小農制度を一般化し、他方で低賃銀と高率小作料を普及せしめる原因となつた。第三に生産手段としては工業原料としての藁がとりあげられ、自家勞力の勞賃、即ち生産費を常に制する低い藁價格が資本の大きな魅力であつたことが指摘される。最後に市場の存在、過小農制の成立のため狭狹化した國內市場、これが日本資本の對外進出を強制する原因となつた。この對外進出をバックとするものとして、農村資金の動員による補助金交付關稅障壁による國內獨占、この獨占利潤によるダンピング、原料生産物價格の切下による對外ダンピング、過小農を基盤とする勞力利用による極端に低き勞賃實現、この低賃銀に基くソ

シアル・ダンピング等があげられる。以上のような分析の後に大内氏は「過小農制は日本の總資本の擴大再生産の過程に於て、その資本の要求に應じて作り出され、かつ維持された」ものであること更に「過小農制を作り出し維持するものが單なる人口過剰一般ではなくして、資本の再生産の條件として存在する産業豫備軍的な過剰人口である」こと、且つ又「過小農制を作り出すものが土地所有の力（經濟外的強制）にもとづく高率地代ではなく、資本の再生産の條件として與えられた低賃銀」であることを再び確認して論文を結ばれる。吾々も亦大内氏のかゝる主張を確認しつつ、われ／＼の批判に入る。

大内氏は過小農制の存立根據を「農村部内」ではなく、日本資本主義の全機構の中に或はその總過程の中に探し求めようとせられる。これは吾々も同感である。併し日本資本主義の機構という場合は當然その中に廣義の政治的諸關係も含められねばならず、そしてこゝに絶對主義の重荷をせおつた日本資本主義の姿があらわになつて来る筈である。ところが大内氏が問題解決の鍵を求めている「農村の外部」には、工業部門や市場等があるに過ぎず、日本資本主義の機構とは工業や市場等と農村との間の經濟的關係をいうらしいのである。併しわれ／＼は絶對主義の媒介を全然無視して、この兩者の間の關係を考察することは出来ないと思ふのである。現に大内氏が、「分析」の中で述べている、農村資金の工業部門への動員、これは財政金融機構を媒

介とするものであり、それには當然絶對主義の權力機構と權力意志とが結びついていなければならぬ。また農村の低賃銀と低價格とを足場とする資本の海外進出、その背後には當然絶對主義の支持があつたと見なければならぬ。なるほど海外進出従つてまた低賃銀やひいてはその基礎となる過小農制の維持創出は、大内氏のいう通り「資本の要求」に沿ふものであつたに違いない。併しその資本は絶對主義の權力に依存し結びつかざるを得ない資本なのであつて、その限りに於て過小農制の維持創出は、日本の絶對主義をとりまく軍閥、官僚、地主等々の「要求」でもあつたのだ。およそこういう日本資本主義社會の生きた聯關を切斷されるところに、大内氏の「經濟外的強制」を否定する形式論理が成立すると云へよう。

日本資本主義の基盤が農村にあるという意味で、また絶對主義の力強い支柱も其處に見出されねばならない。ということとは「經濟外的強制」の問題は特に農村、具體的には土地所有にかゝわる問題であるが、それは大内氏の云はれるような「農村部内」の問題ではないといふことである。併し「經濟外的強制」は何よりもまず地主對小作人の關係についていわれることであるからわれ／＼もこゝにまず論點をおかねばならぬ。大内氏の論文では、全體として過小農的土地利用に重點がおかれ、土地所有と土地利用との基本的對立關係は資本と過小農との對立關係にすりかえられている。氏がたま／＼地主對小作人の關係を持出す

れるのは、その間の經濟外的強制を從つて又封建的關係を否定する際である。こゝにも一つの偏向が見られるが、われ／＼はこの點をこれ以上追求しない。それよりも問題は、大内氏が「經濟外的強制」の概念をマルクスが勞働地代について述べた甚だ嚴格な意味に、即ち「人格的隷従關係、人格的非自由、農民の土地への緊縛移轉の自由の制限」等に限定していることである。そういう風に限定すれば、あるいは明治初年以來の日本の農村では經濟外的強制というものは全く見られないといわれるかも知れない。併しこの概念はそういう幅のせまいものであるうかこの點について山岡君の意見は次のようである。

「マルクスの經濟外的強制的解釋の問題であるが『謂ふ所の非自由とは上は徭役勞働を伴う農奴制から、下は單なる貢納義務に至る迄を含み得る』なる言葉、或は大内氏の引用箇所『かゝる諸條件の下に彼等〔獨立小農民〕をして名目上の地主のため剩餘勞働をなさしめるためには、如何なる形のものにせよ經濟外的強制による他はない。この点でそれは奴隸經濟又は植民經濟と異なるのであつて、後者の場合には奴隸は他人の所有する生産條件をもつて勞働するのであつて獨立はしていないのである。それ故人格的隷従關係が、程度の如何を問はず人格的非自由が農民を附屬物として土地に緊縛することが、すなはち嚴密な意味での隷屬關係が必要である。』(資本論、邦譯、第三卷、下三三〇頁)のすぐ次に『土地所有者たると同時に主權者として

共同研究—大内方氏「過小農制度と日本資本主義」

直接農民に對立するものが、若し私的地主ではなくて、アジアに見られる如く國家であるとすれば、この場合には地代と租税とが一つのものとなつて来る。……かような事情の下においては隷從關係なるものは、政治上にも經濟上にも、この國家への一切の臣屬關係に相通するところよりも苛酷な形態をとるには及ばない」と述べる箇所から見ても非自由なる言葉はかなり廣い解釋が許されるのではなからうか。人格的非自由といつても、農民の土地への緊縛といつても、そこには種々なる段階が存するものと考へてはならないか。明治初年法律によつて移轉の自由、職業の自由、土地賣買の自由は認められはしたけれども、この法律が低い層の農民のすみ／＼にまで、言葉通りの實效をもたらずには、なお相當の長年月を要するであらうことはドイツに於ける農民解放令の例からも知られるところである。」

さて地主と小作人との間に見られる以上のやうな廣義の支配隷從の關係即ち經濟外的強制に、更に又明治以後の日本では絕對主義の側から来る「經濟外的強制」が離れ難からみついてゐる。なるほど一般に近代國家に於ては政府と臣民の公法的關係と地主と小作人の私法的關係とは一應區別されねばならないように、租税と地代、地租と小作料とは異なる範疇として區別されねばならない。併し封建的支配を多分にその中に織込んでゐるわが絕對主義國家の現實はいわゆる「法治國家の理念」によつて割切れるものではない。明治政府の下では「總收穫高の三

四％を徴収する地租」と「總收穫高の六八％を徴収する地代」とは相互規定的關係にあり、後者は直接前者の物的基礎をなしていた。それ故に絕對主義國家の公權力によつて地主の小作料徴収權從つて又土地所有權は保護され支持されたのであり、警察力によつて農民運動が彈壓されたのである。一般に明治初年以來、官治行政の機構が地方の封建的支配機構と急速に結びついてゆく過程、封建的勢力が公權力化される過程を無視してはならない。結局絕對主義の下では、農民の地主的支配よりの解放は名目的なものに止まり、高率小作料の重荷は解消しなかつたのである。われ／＼はこの主張を「過小農制は日本資本主義の總過程の中に維持された」という大内氏の主張におきかえたいと思う。

われ／＼は次に大内氏の論文の中に含まれている非歴史的な見解を指摘してみたい。大内氏もわが國の農村が完全に「封建的色彩」を拂拭していいこと、其處に糠々の非資本主義的、ないし「半封建的」慣行が存在していることを認められる。ところがこれらの封建的「色彩」や「慣行」は、大内氏によれば封建社會から現代にまで持續して來たものではない。日本の農民は明治初年に於て人格の自由を與へられ、封建的隸従の關係から解放されたのである。それでは何故に「封建的なもの」が存在しているのだらうか。それは大内氏によればこうである。一たん土地から解放された農民が、産業資本の未成熟の故に完

全にプロレタリア化せずして、過小農として農村に堆積し、土地を求めて小作料をせりあげ、自己の生活水準を低下させる、其處に封建的色彩をもつた地代形態や小作關係が生れる。この考えは「封建的色彩は、むしろ高率小作料の結果であつて、その原因ではない」という大内氏の言葉にはつきり現われている。生きた歴史的社會を分析しているわれ／＼は、この原因と結果との形式論的な使いわけを甚だ奇異に感じるのだが、要するに、こゝに示されている大内氏の主張をつとめてみれば、「封建的色彩」は過去からうけつがれたものでなく、封建社會の崩壞の後に生れた過小農（それは近代的なものでもないが封建的なものでもない）によつて新に作り出されたものであるということになるだらう。併し大内氏も「産業資本の未熟さが農民の完全なプロレタリア化をさまたげた事實を認めるならば、何故にその同じ事實が農民を封建的土地所有より完全に解放されることを阻止し、農村に於ける封建的隸従關係やいわゆる「經濟外的強制」等を持続させる原因になつたことを認めないのか。極言すれば、明治の變革によつて封建制より解放されたものは地主のみであり、廣汎な小作人層貧農層はなお封建的な隸屬を強いられざるを得なかつたということが出来る。即ち地主は土地賣買の自由、土地取上げの自由、小作關係變更の自由によつて小作人との固定的な封建的關係から容易に解放されることが出来た。併し反對に小作人にとつては、先にのべた産業資

本の未熟性、労働市場の狭隘性のために、この地主の自由は失業と饑餓の自由を意味し、従つて舊來よりの封建的隷従關係を受け入れ、或はむしろそれを得とせざるを得ない。こゝに「經濟的強制」と「經濟外的強制」との微妙なつながりが見られる。封建的な隷屬關係が資本主義社會の競争の壓力によつて強化された例は、吾國には實に多い。この意味で資本主義は吾國の民衆に對して特に農民に對して解放をもたらしたよりも、隷屬をもたらしたのである。封建制と妥協せる吾國の絕對主義は、資本主義のこういう面のみを取上げたのである。過小農制の問題は正にこういう全體的な關聯に於て理解さるべきものだらう。そうだとすれば、過小農や或はそれにまつわる「封建的色彩」は、封建制とのつながりを、一たんたちきられてその後改めて「資本主義の總過程」から生み出されて來たというふうなものではなしに、封建社會より資本主義社會へ種々なる變容をうけ乍らもまぎれこんでいる封建的支配と封建的土地所有そのものによつて支えられてゐるのではなからうか。われ／＼が封建的支配とか所有とか云ふ場合、單に制度的なものではなしに、あくまで實質的な意味に考へてゐるのである。封建制度が明治維新によつて解消したというのでは話にならないのである。もし封建的支配や所有の存續が全く否定されるのなら、封建的なものは何かもや／＼した「封建的色彩」に限定されざるを得ない。これは封建的なものを農民の感情や傳統に求められる宇野弘

藏氏の主張（我が國農村の封建性、改造、昭和二十一年五月）に甚だ近い。併し封建的な感情や傳統が存在するということはそういうものが直に浮んでゐるのではなく、そういう感情と傳統とを身につけた人間が生活し、行動し、支配し、隷屬してゐることだと、われ／＼は考えるのだが。

從來「講座派」或はその亜流の使用した「半封建的」「軍事的」「經濟外的強制」といつたような所謂「型」とか「範疇」とかは、その中に矛盾を含みつゝ發展する辨證法的概念ではなく全く固定した形式的概念であつたために、それが動きつゝある生きた對象に適用されると、例えば日本資本主義はその發達の時以來封建制の下に停滯してゐたというようなことになり、或は日本農業には「發展」はなく「崩壊」のみがあつたというふうなことになる。「勞農派」の批判はこの「講座派」の方法的誤謬に對するアンケテーゼとも考えられる。殊に最近の大内氏、宇野氏の論文は、「封建的」とか「經濟外的強制」というよ／＼なことが一種の合言葉のように一派の間でふりまわされ、かゝる合言葉ですべての問題が片附けられようとする非科學的態度への反撃だと思はれる。宇野氏が井上晴九氏の批判（文化新聞、昭和二十二年一月六日）に答えて「經濟外的強制」という言葉を以て片附ければ小作料の經濟學的研究などは始めから問題になりません……學問的研究を標語で片附けることは、經濟學をやる者の怠慢だと考えています。」（文化新聞、昭和二十二年二月十七

日」というていられることは正にそれである。吾々がいまとりあげている大内氏の論文や宇野氏の最近の「所謂經濟外強制について」(思想、昭和二十二年第一號)という論文なども、こういう立場から自説を積極的に展開されたものだと思われる。問題はあくまで科學的、經濟學的に究明されねばならぬという主張については全く同感である。併し「講座派」の立場はともかくとして、われわれが「經濟外的強制」の概念を持ちだすのは經濟學以外或は科學以外の強制によつて問題を片附けようとしているのではない。絕對主義の權力機構が日本資本主義の機構と離れがたく結びついている、或は資本の總行程の媒介體とさえもなつているとすれば、日本資本主義經濟の分析を試みる經濟學者自身がこの絕對主義の問題をとりあげるのは當然ではないか、必ずしも「經濟外的強制」という文字にとらわれる必要はないが、かゝる權力の要素は「經濟學内」の問題であるといえる。

これと反對に問題の「經濟學的」究明がなされたとしても、その經濟學の方法や立場如何によつては講座派と同様に死せるシエマを生ける對象に「強制」する結果にならないとも限らない。これこそ「經濟學外的強制」である。例えば經濟學のカテゴリーが「純粹な」資本主義社會を「前提として」作りあげられたものであつたり、純粹な經濟過程から拾ひ上げられたりしたものである場合はそういう危険性がある。日本資本主義經濟の諸問題の

究明には、その全機構を動的にとらえる經濟史學とこれを分析する經濟理論との辯證法的統一よりなる經濟學が是非とも必要である。

さて吾々は大内氏にもどつて、「經濟學的」究明の實例を見よう。問題の焦點は高率小作料にある。大内氏は高率小作料を「封建的土地所有」や「經濟外的強制」から説明する仕方を排して、これを「經濟學的」に解明しようとするのである。而してそれは結局日本資本主義の總過程から出て来る産業豫備軍的過剩人口、農村にあつては過小農の土地をめぐる争い、小作料のせりあげ、他方ではかゝる高率小作料の成立を許す過小農の低い労働力再生産費、即ち低賃銀水準に歸するのである。要するにそれは資本主義社會に於ける所得分配の問題なのである。大内氏は高率地代がまず「經濟外的強制」によつて收取されるのではなく、むしろ低賃銀が基礎であることを明かにするために、所得範疇の成立順位に關するマルクスの理論を援用する。マルクスによれば、勞賃、利率および地代に分割されてゆく諸商品の價值量が所得配分の絕對的限界をなし、それらゝの所得はまたこの限界内で各自の調節的限界をもつてゐる。この中勞賃が労働力の再生産費として限界の基礎をなし、まず最初に決定される。次に社會的總資本に對する總剩餘價值の割合として平均利潤率、從つて利潤が決定され、最後にこの平均利潤の成立の結果、價值と生産價格の喰ひ違ひの生ずるところに初めて地代

が発生する。だから地代がまず成立し、それが賃賃と利潤を規制するのではないと大内氏は云うのである。併しこういうマルクスの理論をこゝで突然持ち出すこと自體が甚だおかしいのである。一體マルクスはどういう個所でそのようなことを云つてゐるのか。それは資本論、第三卷の第七編「階所得及びその源泉」に於てであるが、こゝでマルクスは資本主義社會の競争によつて「資本―利潤、土地―地代、勞働―賃賃」という三位一體の公式が、資本主義社會に特有のフィクシオンが生ずることをくりかえし述べてゐるのである。こゝでマルクスの所得成立の順位に關する理論も、資本主義社會と資本主義的競争を前提とするものであり、又三種の所得を収める階級、殊にイギリスの如き資本主義的債地農を前提とするものであることは明かである。こういう資本主義社會を前提とする理論が、歴史的聯關を無視し、日本資本主義社會と封建社會とのつながりをたちきつて突然持ちだされるということは、「經濟學的強制」を否定するため「經濟學的強制」を用いたというよりほかはない。

こゝでこゝとわつておくが、われわれも産業豫備軍的過剩人口としての過小農の競争によつて小作關係がつねに壓迫をうけてゐることを否定するものではない。そしてそれが又高率地代の有力な原因になつてゐることをも否定するものではない。併し過剩人口とか低賃銀とかの量的なカテゴリーから高率地代を説明するのが唯一の經濟學的解明でないこと、高率地代の中に含

まれてゐる歴史的なもの、質的なものの分析もまた同様に經濟學の課題であることをわれわれは特に指摘したい。われわれがさきに日本資本主義の問題を取扱うについて、經濟理論と經濟史學との統一の必要であることを述べたのは正にこの點に關してである。

一體吾國の農村に封建制が残存してゐるかどうかということとは單なる學者の論争によつてはなしに、むしろ實踐によつて明かにされるであらう。そもゝゝわが軍事的資本主義改造の環境として農村民主化の課題が敗戦によつて始めて外から押しつけられたということ自體が、農村の封建的遺制は日本の絕對主義にまもられつゝ容易ならぬ根強きで存続してゐたという事實の證明である。又戦後農村の民主化や土地制度の改革という實踐的要求に即應して、農村封建制の實態が改めて調査報告され批判され、反省され始めてゐる。我妻東策博士の「日本農業民主化論」はこうした要求に基き部落という封建的支配機構の中に於ける過小農の姿をハッキリ描き出してゐる。「部落はこれを定義的にいへば、形式的には、部落民が長期に亘つて耕地と住居とを相隣して生産および生活を営むことに根據をもつ地縁的傳統的共同社會であるが内容的には、生産および生活に關して極少數の地主が多數の過小農と保護服従の關係に立ち、また極少數の地主と餘り多くない小農とが指導被指導の關係に立ち、更に少數の小農が多數の過小農と指導、被指導の關係に立つと

ころの經濟社會であるということが出来る。……部落には今日なお本家分家、親方子方、旦那・大家・小前などの封建的な身分關係が残存している。この關係は東北北陸等の遅れた農村では今日なお封建時代そのまゝの、かなり嚴格な身分的階層關係として残っているが、關西、關東等の發達した農村では既にそれはかなり緩和されて稀薄になつてゐる。しかし部落第一の大地主を旦那と呼び、旦那の藩屏たる小地主や富農等を親方又は大家と云い、小作小農や過小農を子方又は小前と呼んで、身分上の差別待遇をしていることは全國殆んどその揆を一にしている。」(前掲書、二七—二八頁)この引用文によつても過小農にまつわる「封建的色彩」を彼等の「競争」から發生した後天的なものと考えることの、如何に誤りであるか明かである。それはかりではなく、地主的所有を背景に持つ封建的勢力は、部落、農村、更に地方團體の行政機構にも、農業會、農事實行組合等の農事指導團體にも、更に青年團、警防團等にも足場を持ち、小作人のみならず過小農全體に對する支配權を握り、小作料の收取のみならず米の供出の制當等にも發言權をもつてゐる。既に述べたように、こうした官僚的支配と封建的支配とのからみ合ひは、明治以來吾國農村の特色であつたが、戰時中には米の供出に部落組織を利用するというような形で、再び明るみに出されているのである。

官僚的、封建的支配によつて、がんぢがらめにされている過

小農を解放することは、當面の民主革命の重要な課題である。勿論過小農の問題はそれだけでは片附かないであらう。併しそのうだからといつて大内氏のように、この農業革命の意義を過小評價し、「資本主義經濟の全機構」といふようなところへ問題をそらせるのは誤りである。むしろ吾々は與えられた土地改革、農村民主化の課題の解決を主體的に押進めてゆくことが、また日本資本主義の全機構の改革にもつらなる現實的な道であると考えるのである。大内氏の實際的立場の抽象性は、共同研究會でも問題にされ、批判された。以下、特に山岡君の批判を掲げる。

「大内氏は日本民主化には、過小農制の解消は不可欠の前提であるけれども、過小農制の解消は封建的土地制度の排除のみでは不可能とせられ、従つて單に地主小作關係のみを調整しようとするのみで過小農制そのものにはふれないのみか却つてこれを強化しようとする現政府の農地改革は、根本的に誤謬と考へられ、更に當面する革命を日本の、とくに農村の封建制を排除するためのブルジョア民主革命と規定することの誤謬をも明かなるものと考えられてゐるようである。併しながら過去の過大な小作料のかなりの程度の引下げは可能でもあり、それより土地資本利子の低落をも導出せられ得る筈である。即ち過小農制と相互規定的な一方の封建的小作料の引下げは必至なのであつて、もし人は可能の見透しある問題を自己の問題として取

上げるべきであるとするれば、舊勢力の徹底的なる排除こそが當面の問題であり（このことさえ聯合國の指導なくては不可能であつたであらう）、今たゞちに日本資本主義の構造の變革を實現するというようなことは、一つの飛躍であると考えられる。できぬことをやろうとする事は、そこに何等かの妥協が用意せられてゐるものと見られるのである。要するに封建的遺物を如何に評價するかの一點にかゝつてゐる。日本に於ける金融資本と結びつた地主的勢力を、今も尙過小評價することは許されない。日本資本主義の構造の變革は地主的土地所有の温存の上に成就し得ることは吾人の肝銘すべきところである。」

絶對主義と封建的遺制の重荷をせおつてゐる日本資本主義を「封建制」か「資本制」かの何れか一方のカテゴリーへふるゐ分けることが誤謬であると同じように、當面の實踐的課題を「資本主義か社會主義か」のテーゼによつて決定してしまうことも誤謬であらう。（島）